

質問事項に対する回答書

(工事名)関越自動車道 中之島橋床版取替工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	6月9日	02_特記仕様書 06_02_設計図 06_03_設計図	P.33 34, 94,147/191 34/63	24-15	床版防水工詳細図に記載されている床版水抜きパイプおよびフレキシブルチューブの材料費および施工費の計上について、特記仕様書P.33 24-15床版防水工に記載がありません。どの単価項目に計上するか貴社のお考えをご教示ください。	単価項目「床版防水工 A」に計上して下さい。
2	6月9日	06_01_設計図 06_09_設計図 02_特記仕様書	7/23 74,75,79/19 4 P.3	7-1	上り線運用時(下り線施工)に使用する敷鉄板は設置撤去回数が合計4回となっていますが、2回目以降の設置のため、現場内の保管場所は特記仕様書に記載された「天野沢高架橋高架下」と考えてよろしいでしょうか。また保管期間中の賃料は計上と考えてよろしいでしょうか。	敷鉄板を特記仕様書に記載された「天野沢高架橋高架下」の資材置場に置くことは可能です。また、敷鉄板については、貴社が必要と思われる費用を計上願います。なお、敷地の使用に関する賃料は、特記仕様書P.3 7-1を参照してください。
3	6月9日	01_金抜設計書 02_特記仕様書 03_割掛対象表	B-1頁～B-32頁 P.101～102 1頁～6頁	26-3	金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載された単価項目について、交渉対象の単価に割掛けられる割掛項目は「交渉対象」と考えてよろしいでしょうか。また、割掛対象表に記載された割掛項目の割掛先契約項目が、「交渉対象」の単価と「交渉対象以外」の単価の両方に割掛けられていた場合は、割掛項目は「交渉対象」と考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
4	6月9日	02_特記仕様書 06_02_設計図 06_07_設計図	P.8 186/191 115/115	10-6	橋梁補修用足場の工法区分について質問致します。魚野川の河川内である下り線P12-P15および上り線P13-P16の吊り足場のうち、隣接径間の桁下からの施工が可能な範囲は、土木工事積算基準(令和元年度版)P.31-4の工法区分による「工法Ⅰ」と考えています。下り線P13-P14および上り線P14-P15については隣接径間からの施工が不可と考え、この場合の工法区分は上記積算基準により「工法Ⅲ」が選定候補となります。特記仕様書P.8 10-6の表内に、高速道路を車線規制して行う作業内容として吊り足場工の記載がありませんので「工法Ⅲ」は適用できないものと判断します。下り線P13-P14および上り線P14-P15の吊り足場の工法区分について、貴社のお考えをご教示ください。	吊り足場は高速道路を車線規制しての設置は想定していません。当該足場に関して、貴社が想定する方法と必要と思われる費用を計上願います。